石狩管内(札幌市を除く)、小樽市の事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、次のとおり要請を行うこととしましたので、ご協力いただきますようお願いいたします。

※要請内容等は今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

要請期間

令和３年８月１４日(土)から８月３１日(火)まで

※遅くとも８月１７日(火)からのご協力をお願いします

対象施設

飲食店 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等
（※宅配・テイクアウトサービスを除く）

遊興施設 キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗

結婚式場 飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

❶営業時間は午前５時から午後８時まで

❷酒類の提供停止（持込みも含む）

❸感染防止対策の実施

✓手指消毒設備の設置　✓マスク着用その他感染防止に関する措置の周知　✓施設の換気を行う
✓アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
✓同一グループの入店は原則４人以内
✓滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
✓店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)など

※詳細は、道のホームページをご覧ください https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html

❹カラオケ設備の利用停止（例：カラオケ設備のある居酒屋等）

❺業種別ガイドラインの遵守

【参考】業種別ガイドライン（内閣官房のホームページ）
https://corona.go.jp/prevention/

支援金

※詳細は裏面

※要請に協力いただいた事業者の方には売上高等に応じて支援金を支給します

18日間の要請にご協力いただいた場合の支援金額（１店舗ごと）

中小企業・個人事業者 54万円～180万円

大　企　業 最大360万円

要請への協力に伴う支援金について

北海道からの要請のすべてにご協力いただいた石狩管内（札幌市を除く）、小樽市の飲食店や遊興施設、結婚式場の皆様には支援金を支給します。
詳細が決まり次第、順次、ホームページにてお知らせいたします。

主な支給要件

すべての期間で道からの要請に応じていること

※申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やホームページの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただく予定です。
※酒類提供を停止し、かつ、従来から午後８時を超えて営業を行っている店舗等が対象となります。（従来から午後８時までに閉店している店舗等は、支援金の支給対象とはなりません）

申請受付開始時期

決まり次第お知らせします

支援金額

【18日間の要請にご協力いただいた場合の支援金額（１店舗ごと）】

中小企業・個人事業者　54万円～180万円
大　企　業　最大360万円

	売上高（１店舗・１日あたり）	18日間の支援金額
中小企業・個人事業者	7万5,000円以下	54万円
	7万5,000円を超え、25万円以下	54万円～180万円
	25万円超え	180万円
大企業	売上高（１店舗･１日あたり）の減少額に応じて､最大360万円＊1	

＊１：中小企業・個人事業者であっても、「売上高（１店舗・１日あたり）の減少額に応じて、最大360万円」の方式による支援金額とすることも可能です。

※参考：１日あたりの支援金単価の算出方式＝
令和元年又は令和２年８月の売上高合計÷31日×０.4（千円未満は切り上げ）

《中小企業とは》

		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
中小企業	飲食業	5,000万円以下	50人以下
	カラオケなどのサービス業	5,000万円以下	100人以下

※「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は、どちらかを満たせば中小企業となります。

申請方法

郵送にて受付予定です

【支援金に関するお問い合わせ】
■ 専用ダイヤル：０１１－３５０－７３７７（受付時間：8:45～17:30）
■ ホームページ：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html